

第4編 管きょ更生工法編

第 1 節 管きょ内面被覆工（製管工法）

第 2 節 管きょ内面被覆工（反転・形成工法）

第 3 節 換気工

第 4 節 管きょ更生水替工

第 1 節 管きよ内面被覆工（製管工法）・目次

1 適用範囲	4－1－1
2 内面被覆（製管工法）	4－1－1

1 適用範囲

本資料は、下水道管路の既設管内に更生管材（硬質塩化ビニル材など）を製管し、既設管と更生管の隙間に裏込材を充填し、既設管と更生管が一体となった複合管を築造する場合に適用する。

適用範囲は、既設管径 800 mm未満とし、管きょ内での人力作業を伴わない工法とする。

施工概要や更生材料、製管等については下水道用設計標準歩掛表 B-65 管きょ内面被覆工（製管工法）による。

2 内面被覆（製管工法）

(1) 適用範囲

本資料は、管きょ内面被覆工（製管工法）に用いる更生材料・製管・裏込め・仮設備・機械器具損料に係る費用の積算に適用する。

(2) 単価表

単－1 内面被覆工（製管工法）

（1 m 当り）

種 目	形状寸法	単位	数量	単価（円）	金額（円）	摘 要
更生材料		m				
製管工		m				
更生管材融着工		箇所				
注入口取付工		回				
浮上防止工		m				
注入工		m ³				
浮上防止用 チェーン損料		本				
仮設備設置・撤去工	（設置）	回				
仮設備設置・撤去工	（撤去）	回				
仮製管工		回				
製管機搬入組立工		回				
製管機分解搬出工		回				
機械器具損料		式				
計						

第2節 管きょ内面被覆工（反転・形成工法）・目次

1	適用範囲	4－2－1
2	仮設備	4－2－1
3	換気設備・水替（反転・形成工法）	4－2－1

1 適用範囲

本資料は、下水道管路の既設管内に硬化性樹脂を含浸させた繊維質の材料、プラスチックの材料または塩化ビニル製の材料等を、加圧反転あるいは引込によって挿入し、管内で加圧状態のまま熱、光、冷却または常温で硬化させ、管内面に密着した更生管（自立管）を形成する場合に適用する。

また、本資料は既設管径及び更生延長が次表に示す範囲であり、かつ管きょ内での人力作業を伴わない場合に適用する。

施工概要や更生材料、反転・形成等については、下水道用設計標準歩掛表 B-66 管きょ内面被覆工（反転・形成工法）による。

2 仮設備

(1) 適用範囲

本資料は、反転・形成に必要な仮設備の設置・撤去作業に適用する。

(2) 単価表

単－1 仮設備設置・撤去工（反転・形成工法）

（1回当たり）

種 目	形状寸法	単位	数量	単価（円）	金額（円）	摘 要
仮設備設置・撤去工	（設置）	回				
仮設備設置・撤去工	（撤去）	回				
計						

3 換気設備・水替（反転・形成工法）

(1) 適用範囲

本資料は、反転・形成工法に必要な換気・水替作業に適用する。

(2) 単価表

単－1 換気設備・水替工（反転・形成工法）

（1回当たり）

種 目	形状寸法	単位	数量	単価（円）	金額（円）	摘 要
換気設備工		日				3 換気工
反転・形成用水替		日				4 管きょ更生水替工
計						

第 3 節 換氣工・目次

1 換氣設備	4 - 3 - 1
--------------	-----------

1 換気設備

(1) 適用範囲

本資料は、既設管内で発生する有毒ガス等の換気作業に適用する。

機械運転単価表については、下水道用設計標準歩掛表 B-67 換気工による。

第4節 管きょ更生水替工・目次

1 反転・形成用水替	4－4－1
------------------	-------

1 反転・形成用水替

(1) 適用範囲

本資料は、流下水が管きょ内作業を妨げないよう排水する作業に適用する。

施工歩掛や機械運転単価表等については、下水道用設計標準歩掛表 B-68 管きょ更生水替工による。